

電子複写機複写サービス契約仕様書

1 設置場所、設置台数

鶴岡市道形町20番40号 鶴岡警察署

デジタルカラー電子複写機 5台

2 サービスの種別及び使用予定数量

(1) モノクロコピー及びモノクロデータプリントサービス

2,978,000枚/5年(年間 595,600枚)

(2) カラーコピー及びカラーデータプリントサービス

233,000枚/5年(年間 46,600枚)

3 契約期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで 5年間

4 設置機器の基本性能等

設置場所	1階 印刷室 1階 当直コーナー 2階 刑事第一課 3階 印刷室 4階 刑事第二課	
基本性能	A4版1分当たりの複写速度 50枚以上	
基本機能	複写原稿サイズ	最大A3サイズまで
	複写サイズ	はがきサイズからA3サイズまで対応が可能
	ウォームアップタイム	45秒以内(常温)
	ファーストコピータイム	モノクロ:5.5秒以内 カラー:7.0秒以内
	複写倍率	25~400%(1%刻み)
	電源	AC100V、15A以内であること
	読み取り解像度	600dpi×600dpi以上
付加機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両面自動原稿送り ・ 両面複写機能 ・ 電子ソート機能 ・ 仕分け機能(1階印刷室及び3階印刷室の2台) ・ 給紙トレイ4段以上(1段当たり500枚以上収納できること) ・ 手差しトレイ ・ 有線LAN接続(1階当直コーナー、2階刑事第一課及び4階刑事第二課の3台) ・ ネットワークスキャナ機能(1階当直コーナー、2階刑事第一課及び4階刑事第二課の3台) 	
重要事項	納入機器	5年間の使用及び補修部品等の供給に耐えられるものとする。(リユース品可。中古品不可。)

	環境	グリーン購入法及びエコマークに適合した製品であること。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・データプリントサービスとは、有線LANを使用したPCデータをプリントすること及び電子複写機が有するスキャナ機能を利用してスキャンしたデータをPCへ取り込むことをいう。 ・デジタルカラー電子複写機は、カラーとモノクロ原稿が混在する場合は、自動的にカラーかモノクロかを判別して出力できること。 ・LAN接続にかかる各種設定を発注者の求めに応じて設定すること。 ・複写機が備える機能のうち利用しない機能（FAX等）を発注者の求めに応じて無効に設定できること

5 契約条件

(1) 消耗品等の取扱い

ドラム、ドラムカートリッジ、感光体ベルト等の感光体及びデベロッパは、コピー質維持のために必要な場合は、取り替えること。

用紙等を除いた必要な消耗品等は、契約単価に含むこと。

また、常時正常な状態で複写サービス機能が利用できるように、トナーカートリッジ等の消耗品を常時供給するとともに、不足が生じた場合は速やかに補充すること。

(2) 機械の保守等

契約業者は、月に1回技術員を派遣し点検、調整を行うとともに、故障した場合は直ちに技術員を派遣し修理を行う。修理が困難な場合は、現契約の範囲内で機械を交換する。

(3) 機械の搬入及び搬出の費用負担

契約開始時における機械の搬入及び契約終了時における機械の搬出に要する費用は、受注者が負担すること。

(4) 機密の保持

ア 電子複写機にはデータ消去機能（基本性能に含んでも可）を付加すること。

イ 電子複写機の返還又は外部に持ち出しての修理に際しては、機械に残存するデータを確実に消去するとともに、データ保存用ハードディスク等を取り出して提出するものとする。

ウ 契約が終了した際は、データ保存用ハードディスク等を発注者に無償譲渡するか、又は発注者がデータの消去を行った後受注者に返還するものとする。

(5) 料金の支払い

- ・ 毎月末に使用数量から算出した請求金額を、受注者の請求に基づき支払う。
- ・ 請求枚数は、使用数量からテストコピー（受注者の技術員が機械の保守に当たって、機械の点検と調整のために使用した複写等）数量（実数）及びミスコピー（受注者の責めに帰すべき原因で生じた不良の複写等）数量を控除した数量とする。
- ・ ミスコピーは、コピー及びデータプリントサービス（モノクロ及びカラー）使用数量からテストコピー数量を差し引いた数量の2%（1枚未満の端数切り上げ）とし、機械、種別毎に算出する。
- ・ コピー枚数の計算においては、用紙サイズに関係なく実際にコピーした枚数とする。